

閱 覧 図 書

物件名：物品の購入（１）

２－１号物件：プリンター消耗品	物品数：	２４	数量：	６２
２－２号物件：保安用具	物品数：	１２	数量：	２７
２－３号物件：現場用物品	物品数：	３２	数量：	７１０
２－４号物件：雑機械	物品数：	４	数量：	９
２－５号物件：測定機器	物品数：	１２	数量：	１２
２－６号物件：事務用品	物品数：	７４	数量：	３０３

開札日：令和８年９月１８日

図書内訳

- １ 仕様書（２－１号物件 ～ ２－６号物件）
- ２ 入札説明書
- ３ 入札者注意書
- ４ 契約書（案）
- ５ 資格確認事項誓約書兼物品提案書
- ６ 入札書（様式）
- ７ 委任状（例）

近畿中国森林管理局 経理課

仕 様 書

1. 物件番号： 2－1号物件
プリンター消耗品
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納 付 先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年10月30日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- (1) 原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- (2) 置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- (3) 納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- (4) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2-1号物件 プリンター消耗品

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	福井森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム ApeosPrint C5570対応ドラムカートリッジ 品番：CT351369 純正相当品とする		4	
2	滋賀森林管理署	メンテナンスキット	キヤノン TX-2100 MFP対応メンテナンスカートリッジ 品番：MC-30 純正相当品とする		1	
3	京都大阪森林管理事務所	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrintC4150d対応ドラムカートリッジ 品番：CT350988 純正相当品とする		2	
4	兵庫森林管理署	感光体ユニット	エプソン LP-S9070対応感光体ユニット 品番：LPC3K15 純正相当品とする		6	
5	兵庫森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrint C3360ドラムカートリッジ 品番：CT350615 純正相当品とする		1	
6	奈良森林管理事務所	インクカートリッジ	ブラザー MFC-J6983CDW対応大容量インクカートリッジ 品番：LC3119-4PK 純正相当品とする		2	
7	和歌山森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム ApeosPort Print C4570/C5570対応ドラムカートリッジ 品番：CT351237 純正相当品とする		4	
8	鳥取森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrintC3550d対応ドラムカートリッジ カラー 品番：CT350813 純正相当品とする		3	
9	島根森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム ApeosPrintC5570/C4570対応ドラムカートリッジ 品番：CT351369 純正相当品とする		2	
10	岡山森林管理署	インクカートリッジ	ブラザー MFC-J6997CDW対応インクカートリッジ ブラック 品番：LC3139BK 純正相当品とする		3	
11	広島北部森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrint C3450dⅡ対応ドラムカートリッジ ブラック 品番：CT350812 純正相当品とする		4	
12	広島北部森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrint C3450dⅡ対応ドラムカートリッジ カラー 品番：CT350813 純正相当品とする		4	
13	広島北部森林管理署	定着ユニット	富士フイルム DocuPrint C3450dⅡ対応定着ユニット 品番：CWA0787 純正相当品とする		4	
14	広島森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrint C3550 d 対応ドラムカートリッジ ブラック 品番：CT350812 純正相当品とする		1	

仕様書内訳

2-1号物件 プリンター消耗品

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
15	広島森林管理署	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrint C4150d対応ドラムカートリッジ 品番：CT350988 純正相当品とする		3	
16	山口森林管理事務所	インクカートリッジ	ブラザー MFC-J6583CDW対応インクカートリッジ 4色パック 品番：LC3117-4PK 純正相当品とする		3	
17	山口森林管理事務所	ドラムカートリッジ	富士フイルム ApeosPrintC5570対応ドラムカートリッジ 品番：CT351369 純正相当品とする		4	
18	近畿中国森林管理局	ドラムカートリッジ	富士フイルム DocuPrint C4000 d対応ドラムカートリッジ 品番：CT350988 純正相当品とする		2	
19	近畿中国森林管理局	ドラムカートリッジ	富士フイルム ApeosPortPrint C4570対応ドラムカートリッジ 品番：CT351237 純正相当品とする		1	
20	近畿中国森林管理局	ドラムカートリッジ	富士フイルム C5150d対応ドラムカートリッジ 品番：CT350904 純正相当品とする		1	
21	近畿中国森林管理局	感光体ユニット	エプソン LP-S9070対応感光体ユニット 品番：LPC3K15 純正相当品とする		2	
22	近畿中国森林管理局	定着ユニット	エプソン LP-S9070対応定着ユニット 品番：LPC3TCU15 純正相当品とする		1	
23	近畿中国森林管理局	ドラムカートリッジ	富士フイルム ApeosPrint C5570対応ドラムカートリッジ 品番：CT351369 純正相当品とする		3	
24	近畿中国森林管理局	ドラムカートリッジ	富士フイルムDocu Print C5150d対応ドラムカートリッジ 品番：CT350904 純正相当品とする		1	
計					62	

納付先一覧表

２－１号物件 プリンター消耗品

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
福井森林管理署	910-0019	福井県福井市春山１丁目１－５４ 福井春山合同庁舎８階	050(3160)6105	
滋賀森林管理署	520-2134	滋賀県大津市瀬田３－４０－１８	050(3160)6115	
京都大阪森林管理事務所	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町１０２ 京都農林水産総合庁舎	075(414)9822	
兵庫森林管理署	671-2573	兵庫県宍粟市山崎町今宿１００－１	050(3160)6170	
奈良森林管理事務所	630-8035	奈良県奈良市赤膚町１１４３－２０	050(3160)6150	
和歌山森林管理署	646-0011	和歌山県田辺市新庄町２３４５－１	050(3160)6120	
鳥取森林管理署	680-0842	鳥取県鳥取市吉方１０９ 鳥取第３地方合同庁舎２階	050(3160)6125	
島根森林管理署	690-0841	島根県松江市向島町１３４番１０ 松江地方合同庁舎６階	050(3160)6130	
岡山森林管理署	708-0006	岡山県津山市小田中２２８－１	050(3160)6135	
広島北部森林管理署	728-0012	広島県三次市十日市中２－５－１９	050(3160)1000	
広島森林管理署	730-0822	広島県広島市中区吉島東３－２－５１	050(3160)6145	
山口森林管理事務所	753-0094	山口県山口市野田３５－１ 山口野田合同庁舎	050(3160)6155	
近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋１－８－７５	050(3160)6700	

仕 様 書

1. 物件番号： 2－2号物件
保安用具
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納 付 先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年10月30日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- (1) 原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- (2) 置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- (3) 納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- (4) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2-2号物件 保安用具

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	兵庫森林管理署	保安帽用紙帽子	サイズ：頭周58.3cm程度 その他：10枚以上入/セット	トーヨーセーフティ 使い捨て用紙帽子 10枚入/セット 品番：No. 75-A	5	
2	兵庫森林管理署	手袋	サイズ：M(手の平周り18cm程度) 素材：合成皮革（手の平）、ポリエステル（手の甲）	富士グローブ PUライナー α M ブラック 品番：0781	3	
3	兵庫森林管理署	手袋	サイズ：L(手の平周り19cm程度) 素材：合成皮革（手の平）、ポリエステル（手の甲）	富士グローブ PUライナー α L ブラック 品番：0782	1	
4	奈良森林管理事務所	防蜂手袋	サイズ：L その他：滑り止め付	西山商会 滑止付防蜂手袋 L 品番：8309	6	
5	山口森林管理事務所	保安帽	素材：FRP 色：レモンイエロー 加工：正面に国有林マーク（緑色） 付属品：内装一式(耳紐、顎バンド含む)、衝撃吸収ライナー その他：「飛来・落下物用」及び「墜落時保護用」の国家検定合格品であること、通気孔があるもの	ミドリ安全 SC-11FV RA α 21Bレモンイエロー 品番：4001711221	1	
6	近畿中国森林管理局	手袋	サイズ：M(手の平周り18cm程度) 素材：合成皮革(手の平)、ポリエステル(手の甲)	富士グローブ PUライナー α M イエロー 品番：0785	3	
7	近畿中国森林管理局	手袋	サイズ：L(手の平周り19cm程度) 素材：合成皮革(手の平)、ポリエステル(手の甲)	富士グローブ PUライナー α L グレイ 品番：0790	3	
8	近畿中国森林管理局	安全長靴	素材：ゴム、合成繊維、スポンジ生地(裏地) サイズ：23.5cm その他：片足34本以上鋼製スパイクピン、フード付	MARUGO マジカルスパイクU960 23.5cm	1	
9	近畿中国森林管理局	リュックサック	素材：330デニール・ナイロン 容量：15L 背面サイズ：44cm程度	モンベル フラップバック15 BK 品番：#1133545	1	
10	近畿中国森林管理局	安全長靴	素材：ゴム、ケブラー布 サイズ：25.5cm その他：スパイク底	西山商会 SGサブラーⅡ 25.5cm 品番：8297	1	
11	近畿中国森林管理局	雨合羽（上衣）	サイズ：男性用M 素材：70デニール・ポリステックナイロン・タフタ相当 透湿性：15,000g/m ² ・24hrs程度 耐水圧：20,000mm以上 その他：顔の周囲・首回り・ひさしの上下調整可能なフード、袖口・裾の調整可能、ポケット3個(腰2、内1)以上 付属品：収納袋	モンベル フィールドレインジャケットMen's M 品番：#1132266 GN	1	
12	近畿中国森林管理局	雨合羽（下衣）	サイズ：男性用M 素材：70デニール・ポリステックナイロン・タフタ 透湿性：15,000g/m ² ・24hrs程度 耐水圧：20,000mm以上 その他：裾の調整可能、フロントジッパー付 付属品：収納袋	モンベル フィールドレインパンツ Men's M 品番：#1132268 NV	1	
計					27	

納付先一覧表

2－2号物件 保安用具

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
兵庫森林管理署	671-2573	兵庫県宍粟市山崎町今宿 1 0 0－1	050(3160)6170	
奈良森林管理事務所	630-8035	奈良県奈良市赤膚町 1 1 4 3－2 0	050(3160)6150	
山口森林管理事務所	753-0094	山口県山口市野田 3 5－1 山口野田合同庁舎	050(3160)6155	
近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1－8－7 5	050(3160)6700	

仕 様 書

1. 物件番号： 2－3号物件
現場用物品
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納 付 先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年10月30日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- (1) 原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- (2) 置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- (3) 納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- (4) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2－3号物件 現場用物品

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	福井森林管理署	緑化基材	手まき種子 内容：種子、肥料、保水材、土壌改良資材 配合：短草 容量：100㎡程度入/1箱	日本植生 緑化基材(短草配合) 100㎡入/箱	4	
2	三重森林管理署	ボール	2m2段 サイズ(全縮時)：1.2m 素材：アルミ 色：赤白 その他：伸縮タイプ	マイゾックス マイボール2m2段 品番：MYPL-22	10	
3	三重森林管理署	ボールクロス	上記ボール対応ボールクロス 素材：ポリカーボネート その他：ボールを垂直・水平にクロスさせることが可能なもの	マイゾックス SKボール用クロス金具 品番：No. 237	10	
4	京都大阪森林管理事務所	三角コーン	サイズ：幅380×高さ700mm程度 外部部：直径296mm程度 素材：ポリエチレン その他：反射材付き、5個以上入/セット	カウネット 三角コーンレッド 反射テープ 5個入/セット 品番：7048-7923	1	
5	京都大阪森林管理事務所	土のう袋	サイズ：480×620mm程度 素材：ポリエチレン 耐候性：約5年 色：黒 その他：100枚以上入	エスコ 〔耐候性〕土のう袋 100枚入 品番：EA997Z-17B	2	
6	京都大阪森林管理事務所	土のう袋	マクラ土のう 素材：ポリエチレン 色：黒 サイズ：25×90cm程度 耐候性：約5年 その他：口紐付、200枚以上入	萩原工業 タービーUVブラックマクラ土のう 200枚入	1	
7	京都大阪森林管理事務所	識別テープ	色：黄 サイズ：厚さ0.08mm×幅30mm×長さ50m	竹谷商事 識別テープ 黄 品番：TN-AA30	100	
8	京都大阪森林管理事務所	識別テープ	色：ピンク サイズ：厚さ0.08mm×幅30mm×長さ50m	竹谷商事 識別テープ ピンク 品番：TN-AA30	20	
9	奈良森林管理事務所	土のうスタンド	素材：(本体)ポリプロピレン、(縁部)ポリエチレン サイズ：直径25～30×高さ35cm程度 その他：マジックテープ式(自立可能なもの)	萩原工業 土のう充填用スタンドたつる Ver. 3	10	
10	奈良森林管理事務所	土のう袋	マクラ土のう 素材：ポリエチレン 色：黒 サイズ：25×90cm程度 耐用年数：約5年 その他：口紐付、200枚以上入	萩原工業 タービーUVブラックマクラ土のう 200袋入	1	
11	鳥取森林管理署	ガンタッカー	ステーブル充填数：150本 サイズ：高さ160×幅34×長さ176mm程度 針サイズ：(肩幅)12mm(足長さ)6～13mm その他：木工用	マックス ガンタッカ 赤 品番：TG-A(N)	2	

仕様書内訳

2－3号物件 現場用物品

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
12	鳥取森林管理署	輪尺	サイズ：860×80×50mm程度 表目盛：上段1cm毎括約目盛、2cm毎数字入 下段5mm毎目盛、2cm毎数字入 裏目盛：上段1cm毎目盛、2cm毎数字入 下段2mm毎目盛、5cm毎数字入 その他：取手付	太平産業 HS輪尺取手付 60cm 品番：HSRT-60	2	
13	鳥取森林管理署	輪尺ケース	上記輪尺対応輪尺ケース	竹谷商事 輪尺ケース 黄 60cm用 品番：A-0097-2	2	
14	鳥取森林管理署	測桿	10m10段 パイプ径：最小11.5mm程度、最大35mm程度 目盛：20cm間隔 色：赤白 その他：ケース付	竹谷商事 ST赤白目盛検測桿 品番：STT-10TE 林業・測量	1	
15	鳥取森林管理署	ポール	2m2段 パイプ径：最小24mm程度、最大28mm程度 素材：アルミ製 その他：紅白20cmピッチ	TAJIMA ハイポール 2m2段 品番：HPL-22	10	
16	鳥取森林管理署	境界明示板	記号：十字 サイズ：縦50×横50×厚さ4mm その他：貼付用のもの	コノエ マスターライン 貼付用 50角 十字 品番：M-1	20	
17	鳥取森林管理署	境界明示板	記号：十字 サイズ：縦35×横35×厚さ3mm 素材：アルミニウム 付属品：アンカーピン1本 その他：超強力接着テープ付、1穴タイプ（中央部）	カクマル カクベタ付きアルミプレート 1穴タイプ 35角 十字 品番：A35C1KAKUP	20	
18	鳥取森林管理署	コンクリート用接着剤	主成分：変成シリコーン樹脂、エポキシ樹脂 容量：170mL以上 その他：高粘度タイプ、耐久性、耐候性、耐水性に優れたもの	セメダイン PM165-R HI 品番：RE-535	5	
19	鳥取森林管理署	巻尺	サイズ：幅12mm×長さ50m 素材：ガラス繊維入り塩化ビニール 目盛：両面（表2mm目盛、裏5mm目盛） 巻取速度：3倍程度 その他：JIS1級相当	セキスイ エスロン巻尺 12mm×50m 品番：12-50HRW N	2	
20	鳥取森林管理署	プロペラ	AUTEL ROBOTICS EVOⅡ PRO V3対応プロペラ 純正相当品とする		4	
21	鳥根森林管理署	巻尺	サイズ：幅10mm×厚さ0.5mm×長さ30m 素材：スチール 巻取速度：3倍程度	ヤマヨ測定機 サンエックス スチロン 30m 品番：NR30X	2	
22	鳥根森林管理署	巻尺	サイズ：幅12mm×長さ50m 素材：ガラス繊維入りポリ塩化ビニール 目盛：両面（表2mm目盛、裏5mm目盛） 巻取速度：3倍程度 その他：JIS1級相当	セキスイ エスロン巻尺 12mm×50m 品番：12-50HRW N	2	

仕様書内訳

2－3号物件 現場用物品

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
23	島根森林管理署	巻尺	サイズ：幅12mm×長さ30m 素材：ガラス繊維入りポリ塩化ビニル 目盛：両面(表2mm目盛、裏5mm目盛) 巻取速度：3倍程度 その他：JIS1級相当	セキスイ エスロン巻尺 12mm×30m 品番：12-30HRW	1	
24	岡山森林管理署	測程	10m10段 パイプ径：最小11.5mm程度、最大35mm程度 目盛：20cm間隔 色：赤白 その他：ケース付	竹谷商事 ST赤白目盛検測程 商品番号：STT-10TE 林業・測量	1	
25	岡山森林管理署	巻尺	サイズ：幅12mm×長さ50m 素材：ガラス繊維入りポリ塩化ビニル 目盛：両面(表2mm目盛、裏5mm目盛) 巻取速度：3倍程度 その他：JIS1級相当	セキスイ ハヤマキ12 12mm×50m 品番：12-50HRW N	1	
26	岡山森林管理署	識別テープ	色：黄 サイズ：厚さ0.1mm×幅30mm×長さ50m	竹谷商事 識別テープ 黄 品番：TN-BA30	100	
27	岡山森林管理署	識別テープ	色：ピンク サイズ：厚さ0.1mm×幅30mm×長さ50m	竹谷商事 識別テープ ピンク 品番：TN-BA30	50	
28	広島北部森林管理署	識別テープ	色：青 サイズ：厚さ0.1mm×幅20mm×長さ50m	竹谷商事 識別テープ 青 品番：TN-BA20	150	
29	広島北部森林管理署	識別テープ	色：ピンク サイズ：厚さ0.1mm×幅20mm×長さ50m	竹谷商事 識別テープ ピンク 品番：TN-BA20	120	
30	広島北部森林管理署	ボール	2m2段 サイズ(全縮時)：1,2m程度 色：赤白 その他：伸縮タイプ	マイゾックス マイボール 2m2段 品番：MYPL-22	10	
31	広島森林管理署	バリカー	形状：ピラー型、両フック、固定式 素材：スチール サイズ：高さ850+埋込400程度×直径76.3mm程度 質量：6.3kg程度 色：黄色	サンポール ピラー スチール製 埋込400シリーズ 品番：FPA-8U4 黄	6	
32	森林技術・支援センター	識別テープ	色：ピンク サイズ：厚さ0.08mm×幅15mm×長さ50m	竹谷商事 識別テープ ピンク 品番：TN-AA15	40	
計					710	

納付先一覧表

2－3号物件 現場用物品

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
福井森林管理署	910-0019	福井県福井市春山1丁目1－54 福井春山合同庁舎8階	050(3160)6105	
三重森林管理署	519-0116	三重県亀山市本町1－7－13	050(3160)6110	
京都大阪森林管理事務所	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102 京都農林水産総合庁舎	075(414)9822	
奈良森林管理事務所	630-8035	奈良県奈良市赤膚町1143－20	050(3160)6150	
鳥取森林管理署	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階	050(3160)6125	
島根森林管理署	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6階	050(3160)6130	
岡山森林管理署	708-0006	岡山県津山市小田中228－1	050(3160)6135	
広島北部森林管理署	728-0012	広島県三次市十日市中2－5－19	050(3160)1000	
広島森林管理署	730-0822	広島県広島市中区吉島東3－2－51	050(3160)6145	
森林技術・支援センター	718-0003	岡山県新見市高尾786－1	086(772)2165	

仕 様 書

1. 物件番号： 2－4号物件
雑機械
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納 付 先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年10月30日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他
 - （1）原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
 - （2）置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
 - （3）納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
 - （4）詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2－4号物件 雑機械

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	三重森林管理署	高圧洗浄機	電圧：18V 最大吐出水量：5.3L/分程度（ノズル無し） 常用吐出水量：最低1.5L/分～最大2.5L/分程度 給電方法：バッテリー充電式 給水方式：水道直結及びため水（自吸）	マキタ 充電式洗浄機 品番：MHW180DZ	3	
2	三重森林管理署	バッテリー	上記高圧洗浄機対応リチウムイオンバッテリー バッテリー容量：6.0Ah以上	マキタ 18Vリチウムイオンバッテリー 品番：BL1860B	3	
3	兵庫森林管理署	高圧洗浄機	相数：1ph 電圧：100V 周波数：60Hz 吐出水量：400L/h程度 常用吐出圧力：80bar程度 サイズ：長さ335×幅320×高さ845mm程度 付属品：高圧洗浄用ノズル、スプレーランス、トリガーガン	ケルヒヤー 高圧洗浄機 品番：HD 4/8 CLASSIC 60Hz	1	
4	島根森林管理署	高圧洗浄機	最大許容圧力：最大9MPa程度 吐出水量：最大330L/h程度 給水温度：最大40℃程度 消費電力：約1kw 電源コード長：5m 付属品：延長ランス、高圧洗浄用ノズル、トリガーガン、高圧洗浄用ホース5m、本体側ホース接続部品	ケルヒヤー 高圧洗浄機 K MINI 自吸水道兼用 セット（ボックス付き） 品番：3.137-124.0	2	
計					9	

納付先一覧表

2－4号物件 雑機械

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
三重森林管理署	519-0116	三重県亀山市本町1－7－13	050(3160)6110	
兵庫森林管理署	671-2573	兵庫県宍粟市山崎町今宿100－1	050(3160)6170	
島根森林管理署	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6階	050(3160)6130	

仕 様 書

1. 物件番号： 2－5号物件
測定機器
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納 付 先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年10月30日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- (1) 原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- (2) 置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- (3) 納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- (4) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2－5号物件 測定機器

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	石川森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
2	福井森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
3	滋賀森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
4	京都大阪森林管理事務所	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
5	兵庫森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
6	奈良森林管理事務所	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
7	和歌山森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
8	島根森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
9	岡山森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
10	広島北部森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
11	広島森林管理署	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネットに接続可能な機器に接続する機能を有しないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	

仕様書内訳

2－5号物件 測定機器

物品 番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
12	森林技術・支援センター	照度計	デジタル照度計 小型、軽量タイプ 測定範囲：0～199,999lux程度 その他：インターネット及びインターネット に接続可能な機器に接続する機能を有し ないもの	マザーツール デジタル照度計 品番：MT-EN1L	1	
計					12	

納付先一覧表

2－5号物件 測定機器

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
石川森林管理署	920-1158	石川県金沢市朝霧台2丁目2番地	050(3160)6100	
福井森林管理署	910-0019	福井県福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎8階	050(3160)6105	
滋賀森林管理署	520-2134	滋賀県大津市瀬田3-40-18	050(3160)6115	
京都大阪森林管理事務所	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町102 京都農林水産総合庁舎	075(414)9822	
兵庫森林管理署	671-2573	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	050(3160)6170	
奈良森林管理事務所	630-8035	奈良県奈良市赤膚町1143-20	050(3160)6150	
和歌山森林管理署	646-0011	和歌山県田辺市新庄町2345-1	050(3160)6120	
島根森林管理署	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6階	050(3160)6130	
岡山森林管理署	708-0006	岡山県津山市小田中228-1	050(3160)6135	
広島北部森林管理署	728-0012	広島県三次市十日市中2-5-19	050(3160)1000	
広島森林管理署	730-0822	広島県広島市中区吉島東3-2-51	050(3160)6145	
森林技術・支援センター	718-0003	岡山県新見市高尾786-1	086(772)2165	

仕 様 書

1. 物件番号： 2－6号物件
事務用品
2. 物件内訳： 別紙「仕様書内訳」のとおり
3. 納付先： 別紙「納付先一覧表」のとおり
4. 納付期限： 契約締結日から令和8年10月30日まで
5. 環境物品等の調達の推進を図るための取組について

物品提案にあたり、農林水産省が公表している「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に該当する「特定調達物品」に該当するものは、グリーン購入法適合品とする。

「特定調達物品」以外の物品についても「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の取組を推進するために優先的にグリーン購入法適合品を提案すること。

ただし、提案時にグリーン購入法適合品が存在しない、又は入手困難で納品期限までに納品が確約できない等の理由がある場合には資格確認事項誓約書兼購入物品提案書に理由を付すことでグリーン購入法適合品以外であっても提案することが可能である。

6. その他

- (1) 原則として納付先毎に一括納付すること。ただし、納付先の承諾を得ることで分割納付も可能とする。
- (2) 置き配サービスの利用は不可とする。置き配に伴う物品の損傷、紛失、盗難等については、受注者の責任とする。
- (3) 納付の際には納付日を記載した納品書等を納付先にあわせて送付すること。
- (4) 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打合せするものとする。

仕様書内訳

2－6号物件 事務用品

物品 番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
1	近畿中国森林管理局	インデックス	インデックス 青 ラベルサイズ：小(18×25mm程度) 数量：176片以上入/袋 その他：グリーン購入法適合のもの	コクヨ タックインデックス 品番：ターE20NB	1	
2	近畿中国森林管理局	インデックス	インデックス 赤 ラベルサイズ：小(18×25mm程度) 数量：176片以上入/袋 その他：グリーン購入法適合のもの	コクヨ タックインデックス 品番：ターE20NR	4	
3	近畿中国森林管理局	インデックス	プリンタ対応インデックス 青 ラベルサイズ：小(18×25mm程度) シートサイズ：A4 数量：100片×16シート以上入/袋 その他：グリーン購入法適合のもの	ニチバン マイタック リサイクルインデック ス A4タイプ 品番：ML131BR-A4	1	
4	近畿中国森林管理局	OAクリーナー	OA機器用クリーナーウェットティッシュ サイズ：200×240mm程度 数量：80枚以上入/個 その他：グリーン購入法適合のもの	3M オフィスクリーナーウェットティッ シュタイプ 品番：OC-80WN	1	
5	近畿中国森林管理局	OAクリーナー（詰め替え用）	「3M OC-80WN」 対応クリーナーウェット ティッシュ詰めかえ用 数量：80枚以上入/個 その他：グリーン購入法適合のもの	3M オフィスクリーナーウェットティッ シュタイプ 詰替用 品番：OC-80WRN	7	
6	近畿中国森林管理局	シャープペンシル	シャープペンシル 芯径：0.5mm その他：エラストマー製グリップ、グリーン 購入法適合のもの	コクヨ 再生樹脂シャープペンシル（パワー フィット）0.5mm軸黒 品番：PS-100D	5	
7	近畿中国森林管理局	修正液	ペンタイプ修正液 芯径：1.0mm 内容量：2ml程度 その他：グリーン購入法適合のもの	べんてる 修正ボールペン〈極細〉 品番：XZL12-W	1	
8	近畿中国森林管理局	シュレッダー用ビニール袋	シュレッダー用ビニール袋 色：透明 容量：約100L サイズ：1,000×1,000×0.4mm程度 数量：100枚以上入/箱 その他：静電気抑制、エア抜き加工	コクヨ シュレッダー用ゴミ袋 L（100枚/ 箱） 品番：KPS-PFS100	2	
9	近畿中国森林管理局	ゼムクリップ	ゼムクリップ サイズ：50mm程度 数量：100本以上入/箱	コクヨ ゼムクリップ ジャンボ 品番：クリ-10	3	
10	近畿中国森林管理局	ダブルクリップ	ダブルクリップ 口幅：13mm程度 数量：10個以上入/箱	コクヨ ダブルクリップ (Scel-bo) 極豆 品番：クリ-J37ND	10	
11	近畿中国森林管理局	メンディングテープ	メンディングテープ サイズ：幅18mm×50m	3M スコッチ メンディングテープ 品番：810-3-18	1	

仕様書内訳

2－6号物件 事務用品

物品 番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
12	近畿中国森林管理局	布テープ	布テープ サイズ：50mm×25m その他：グリーン購入法適合のもの	セキスイ 再生PET布テープ No. 601S 品番：N601X03	8	
13	近畿中国森林管理局	養生テープ	養生用テープ サイズ：50mm×25m その他：グリーン購入法適合のもの	セキスイ フラットライトテープNO. 738 品番：N738T04	20	
14	近畿中国森林管理局	両面テープ	両面テープ サイズ：10mm×20m その他：グリーン購入法適合のもの	ニチバン ナイスタックエコタイプ 品番：NW-10ECO	24	
15	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：白 サイズ：幅18mm×長さ16m その他：グリーン購入法適合のもの	キングジム テブラPROテープカートリッジ 白 ラベル 品番：SS18KL	5	
16	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：白 サイズ：幅24mm×長さ16m その他：グリーン購入法適合のもの	キングジム テブラPROテープカートリッジ 白 ラベル 品番：SS24KL	5	
17	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：赤 サイズ：幅12mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	キングジム テブラPROテープカートリッジカ ラーラベル（パステル） 品番：SC12R	2	
18	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：緑 サイズ：幅12mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	テブラ テブラPROテープカートリッジカ ラーラベル（パステル） 品番：SC12G	2	
19	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：黄 サイズ：幅12mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	テブラ テブラPROテープ カートリッジカ ラーラベル（パステル） 品番：SC12Y	6	
20	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：透明 サイズ：幅12mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	テブラ テブラPROテープカートリッジ 透 明ラベル 品番：ST12K	1	
21	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：透明 サイズ：幅18mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	テブラ テブラPROテープカートリッジ 透 明ラベル 品番：ST18K	1	
22	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	テブラPRO対応ラベル テープ色：透明 サイズ：幅24mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	テブラ TEBRA PROテープ スタンダード 品番：ST24K	1	

仕様書内訳

2－6号物件 事務用品

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
23	近畿中国森林管理局	ノート	ノート サイズ：セミB5 罫内容：普通横（7mm） 数量：10冊以上入 その他：間伐材使用、グリーン購入法適合のもの	コクヨ 間伐材ノート6号（セミB5）普通横 罫30枚 10冊入 品番：ノ-EK3A	1	
24	近畿中国森林管理局	スティックのり	スティックのり 容量：22g程度 数量：20本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	トンボ鉛筆 ビットハイパワーN 20本入 品番：PT-NP	1	
25	近畿中国森林管理局	スティックのり	トンボ鉛筆「RT-NCR」対応詰替用カートリッジ 容量：20g程度 数量：10個以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	トンボ鉛筆 消えいろビット詰め替えタイプカー トリッジ 10個入 品番：PR-NCR	1	
26	近畿中国森林管理局	ふせん	ふせん サイズ：50×15mm程度 数量：100枚×25パッド以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	3M ポスト・イット 再生紙見出し ミックス4色 品番：7001-K	6	
27	近畿中国森林管理局	ふせん	ふせん サイズ：75×25mm程度 数量：100枚×20パッド以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	3M ポスト・イット 再生紙ふせん ミックス4色 品番：5001-K	15	
28	近畿中国森林管理局	ふせん	ふせん サイズ：75×50mm程度 数量：100枚×10パッド以上入	3M ポスト・イット(R) 再生紙ノート ミックス4色 品番：6561-K	3	
29	近畿中国森林管理局	ふせん	ふせん サイズ：75×75mm程度 数量：100枚×10パッド以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	3M ポスト・イット(R) 再生紙ノート ミックス4色 品番：6541-K	19	
30	近畿中国森林管理局	マグネットフック	マグネットフック 耐荷重：10kg以上 数量：1個以上入	コクヨ 超強力マグネットフック<タフビタ> 白 品番：フク-227W	7	
31	近畿中国森林管理局	ホッチキス	ホッチキス 使用針：10号 とじ方式：フラットクリンチ その他：グリーン購入法適合のもの	マックス サクリフラット ブルー 品番：HD-10FL3K/B	1	
32	近畿中国森林管理局	ホッチキス針	ホッチキス針 サイズ：10号 数量：1,000本×5箱以上	マックス ホッチキス針 5箱入 品番：No. 10-1Mバック5	1	
33	近畿中国森林管理局	油性マーカー	油性マーカー 黒 芯径：細字 ツインタイプ（0.8+0.5mm） 数量：10本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	コクヨ 油性マーカー 細字ツイン 10本入 品番：PM-41D	2	
34	近畿中国森林管理局	名刺台紙	間伐材名刺台紙 ヨコ 数量：110枚以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	山櫻 名刺10面付マイクロミシン[110枚入] 間伐材(N)MY間伐材マーク入(ヨコ型)	4	
35	近畿中国森林管理局	消せるボールペン（替芯）	PILOT「LFB-23EF-R」対応 ボールペン替芯 赤 芯径：0.5mm 数量：3本以上入	PILOT フリクションボール用替芯 3本セット レッド 品番：LFBKRF30EF3R	10	

仕様書内訳

2－6号物件 事務用品

物品 番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
36	近畿中国森林管理局	消せるボールペン（替芯）	PILOT「LFB-23EF-R」対応 ボールペン替芯 青 芯径：0.5mm 数量：3本以上入	PILOT フリクションボール用替芯 3本セット ブルー 品番：LFBKRF30EF3L	10	
37	近畿中国森林管理局	ボールペン	ゲルインキボールペン 黒 芯径：0.3mm 数量：10本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	ゼブラ サラサクリップ0.3 黒 10本入 品番：JJH15-BK	1	
38	近畿中国森林管理局	ボールペン	ゲルインキボールペン 黒 芯径：0.5mm 数量：10本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	ゼブラ サラサクリップ0.5 黒 10本入 品番：JJ15-BK	4	
39	近畿中国森林管理局	ボールペン	ゲルインキボールペン 赤 芯径：0.5mm 数量：10本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	ゼブラ サラサクリップ0.5 赤 10本入 品番：JJ15-R	2	
40	近畿中国森林管理局	ボールペン	ゲルインキボールペン 青 芯径：0.5mm 数量：10本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	ゼブラ サラサクリップ0.5 青 10本入 品番：JJ15-BL	2	
41	近畿中国森林管理局	ボールペン（替芯）	ゼブラ「JJH15-BK」対応ボールペン替芯 黒 芯径：0.3mm 数量：10本以上入	ゼブラ サラサクリップ0.3用替芯 黒 10本入 品番：RJF3-BK	1	
42	近畿中国森林管理局	ボールペン（替芯）	ゼブラ「JJ15-BK」対応ボールペン替芯 黒 芯径0.5mm 数量：10本以上入	ゼブラ サラサクリップ0.5用替芯 黒 10本入 品番：RJF5-BK	1	
43	近畿中国森林管理局	ボールペン（替芯）	ゼブラ「JJ15-R」対応ボールペン替芯 赤 芯径：0.5mm 数量：10本以上入	ゼブラ サラサクリップ0.5用替芯 赤 10本入 品番：RJF5-R	1	
44	近畿中国森林管理局	ボールペン（替芯）	ゼブラ「JJ15-BL」対応ボールペン替芯 青 芯径：0.5mm 数量：10本以上入	ゼブラ サラサクリップ0.5用替芯 青 10本入 品番：RJF5-BL	1	
45	近畿中国森林管理局	消せる蛍光ペン	消せる蛍光ペン 黄 数量：10本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	PILOT フリクションライト イエロー 10本入 品番：SFL-10SL-Y	2	
46	近畿中国森林管理局	消せる蛍光ペン	消せる蛍光ペン ピンク 数量：10本以上入 その他：：グリーン購入法適合のもの	PILOT フリクションライト ピンク 10本入 品番：SFL-10SL-P	2	
47	近畿中国森林管理局	乾電池	乾電池 形状：単3形 数量：1パック4本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	パナソニック 乾電池エボルタ単3形4本パック 品番：LR6EJ/4SE	18	
48	近畿中国森林管理局	乾電池	乾電池 形状：単4形 数量：1パック4本以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	パナソニック 乾電池エボルタ単4形4本パック 品番：LR03EJ/4SE	8	
49	近畿中国森林管理局	丸筒	ワニ柄丸筒 直径50×長さ450mm(B3対応) 12本入以上/セット	銀島産業 ワニ柄丸筒 12本入 品番：M5-M45	4	
50	近畿中国森林管理局	屋外掲示用両面テープ	屋外掲示用両面テープ サイズ：幅30mm×長さ5m程度	ニチバン ナイスタック屋外掲示用 品番：NW-NN30	1	

仕様書内訳

2－6号物件 事務用品

物品番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
51	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	キングジム テブラPROテープカートリッジ対応テープ 色：黄 サイズ：幅36mm その他：グリーン購入法適合のもの	キングジム テブラPROテープカートリッジカラーラベル（パステル） 品番：SC36Y	1	
52	近畿中国森林管理局	板目紙	板目紙 サイズ：A4 数量：スジ押し1本・2穴×20枚以上＋スジ無し2穴×20枚以上 その他：グリーン購入法適合のもの	セキレイ 板目紙綴り用（40枚入）A4-S 品番：ITA70T	2	
53	近畿中国森林管理局	ラベルシール	ラベルシール サイズ：A4 色：白 数量：100枚以上入 その他：ノーカット	エーワン ラベルシール・プリンタ兼用（A4） ノーカット キレイにはがせるタイプ 1袋（100枚入） 品番：31250	1	
54	近畿中国森林管理局	キーホルダー名札	キーホルダー型名札 サイズ：縦60×横20mm程度 数量：6個以上入 その他：キーリング、ネーム紙（片面表示）付	コクヨ キーホルダー型名札片面表示6個入り/バック 品番：ナフーS200	2	
55	近畿中国森林管理局	封筒	封筒 サイズ：A3マチ（20mm）付 素材：クラフト紙 数量：10枚以上 その他：テープ無、グリーン購入法適合のもの	寿堂 大型封筒クラフト A3マチ付 品番：3853	1	
56	近畿中国森林管理局	パンチ	穴あけパンチ 穴径：6mm 穴間隔：80mm 穴奥行：12mm 穿孔枚数：30枚程度 その他：グリーン購入法適合のもの	プラス 穴あけパンチ フォース1/2 M ブルー 品番：PU-830A	1	
57	近畿中国森林管理局	クリアーホルダー	カラークリアーホルダー サイズ：A4 色：青、緑、黄色、赤 数量：各色5枚以上入 その他：グリーン購入法適合のもの	スマートバリュー カラークリアーホルダー ミックス 品番：D611J	1	
58	近畿中国森林管理局	リングファイル	D型リングファイル サイズ：A4（タテ型） 穴数：2 収容量：コピー用紙500枚程度 色：ベージュ その他：グリーン購入法適合のもの	リヒトラブ リクエスト・D型リングファイル（タテ型） 品番：G2250 ベージュ	1	
59	近畿中国森林管理局	リングファイル	D型リングファイル サイズ：A4（タテ型） 穴数：2 収容量：コピー用紙500枚程度 色：水 その他：グリーン購入法適合のもの	リヒトラブ リクエスト・D型リングファイル（タテ型） 品番：G2250 水	1	
60	近畿中国森林管理局	リングファイル	D型リングファイル サイズ：A4（タテ型） 穴数：2 収容量：コピー用紙500枚程度 色：黄緑 その他：グリーン購入法適合のもの	リヒトラブ リクエスト・D型リングファイル（タテ型） 品番：G2250 黄緑	1	
61	近畿中国森林管理局	電卓	電卓 表示：12桁 サイズ：奥行190×幅135×高さ35mm程度 その他：デスクタイプ、グリーン購入法適合のもの	カシオ 実務電卓 デスクタイプ 品番：DS-20WKA	2	

仕様書内訳

2－6号物件 事務用品

物品 番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
62	近畿中国森林管理局	OHPフィルム	OHPフィルム サイズ：A4(縦230×横210mm程度)タテ・ヨコ 素材：R-PETフィルム フィルム厚：0.1mm 数量：50枚以上 その他：検知マーク付、グリーン購入法適合のもの	コクヨ OHPフィルム カラー LBP&PPC用 A4 50枚入 検知マーク付 品番：VF-1410N	2	
63	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	キングジム テブラPRO対応テープ ラベル色：透明 文字色：黒 サイズ：幅6mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	キングジム テブラPROテープ カートリッジ 透明ラベル 品番：ST6K	2	
64	近畿中国森林管理局	ラベルライター用テープ	キングジム テブラPRO対応テープ ラベル色：白 文字色：黒 サイズ：幅6mm×長さ8m その他：グリーン購入法適合のもの	キングジム テブラPROテープ カートリッジ 白ラベル 品番：SS6K	2	
65	近畿中国森林管理局	水性サインペン	水性サインペン 字幅：中字丸芯 インク色：15色以上入（不透明） その他：グリーン購入法適合のもの	uni ボスカ 中字丸芯 15色セット 品番：PC-5M 15C	2	
66	近畿中国森林管理局	デスクマット	デスクマット サイズ：1390×690mm程度 素材：再生軟質塩化ビニール製 厚さ：1.5mm程度 その他：ノンフレア仕上、発泡ポリエチレン製マット付(グリーン)、両面非転写タイプ、グリーン購入法適合のもの	ライオン デスクマット グリーンマット付/ 再生塩ビPRMタイプ 品番：No. 147-PRM	1	
67	近畿中国森林管理局	ペーパーカッター用刃受け	コクヨ「DN-TR201」対応A3用刃受け 数量：5枚以上入	コクヨ ペーパーカッター A3用刃受け 5枚入/バック 品番：DN-800CN	1	
68	近畿中国森林管理局	ペーパーカッター用替刃	コクヨ「DN-TR201」対応A3用共通替刃	コクヨ ペーパーカッター 共通替刃（チタン丸刃） 品番：DN-T700A	1	
69	近畿中国森林管理局	文鎮	文鎮 サイズ：縦88×横88×厚さ25mm程度 質量：940g程度 その他：合成皮革で包まれたもの	マービー 皮巻文鎮 大 品番：No.438	1	
70	近畿中国森林管理局	チューブファイル	チューブファイル サイズ：A3 ヨコ型 穴数：2穴（80mmピッチ） とじ厚：40mm 素材：PPフィルム貼り その他：インデックス、仕切りカード(5枚以上)、背見出紙付、グリーン購入法適合のもの	コクヨ チューブファイル〈エコツインR〉 (E型) 青 品番：フ-RT643B	10	
71	近畿中国森林管理局	カッティングマット	カッティングマット サイズ：450×600mm程度	コクヨ カッティングマット グリーン 品番：マ-43N	2	
72	近畿中国森林管理局	厚手両面テープ	厚手両面テープ サイズ：幅50mm×長さ15m	3M スコッチ厚手両面テープ 1巻入 品番：PAD-50	5	

仕様書内訳

2－6号物件 事務用品

物品 番号	納付先	物品名	品質・規格	例示品として同等のもの	数量	備考
73	近畿中国森林管理局	油性ボールペン	油性ボールペン 太さ：0.7mm 色：黒 その他：グリーン購入法適合のもの	パイロット アクロボール150 0.7細字 ブラック 品番：BAB-15F-BB	10	
74	近畿中国森林管理局	油性ボールペン（替芯）	上記油性ボールペン対応替え芯 太さ：0.7mm 色：黒	パイロット 油性ボールペン替芯（アクロイン キ）0.7mm ブラック 品番：BRFV-10F-B	10	
計					303	

納付先一覧表

2－6号物件 事務用品

納付先署等	郵便番号	住所	電話番号	備考
近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1－8－7 5	050(3160)6700	

令和 8 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 3 月 31 日
農 林 水 産 省

農林水産省は、地球温暖化問題や廃棄物問題など環境問題の解決には、大量生産、大量消費及び大量廃棄を前提とした生産と消費の構造の転換により、経済社会を環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成が不可欠とする観点から制定された、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）の取組を推進するため、農林水産省における「令和 8 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）を同法第 7 条第 1 項の規定に基づき定め、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

I 特定調達物品等の令和 8 年度における調達の目標

令和 8 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 8 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

特に、農林水産省においては、再生産可能な資源である木材を有効に利用するため、これまで間伐材等を利用した備品や消耗品の導入及び公共工事における木材利用の促進を図ってきたところであるが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）の趣旨や「農林水産省木材利用推進計画」（令和 4 年 4 月改定）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。通称、「クリーンウッド法」）に基づき、間伐材や合法伐採木材等の利用を一層推進するとともに、バイオマス製品の調達など、環境への負荷低減に資するよう努めることとする。

1 紙類

情報用紙 コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙	調達を実施する場合は、調達目標は 100% とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
印刷用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	調達を実施する場合は、調達目標は 100% とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
衛生用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する場合は、調達目標は 100% とする。

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン	2 段階の判断の基準が設定されているクリアーホルダーの調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 55%、基準値 2 の調達目標は 45% とする。 2 段階の判断の基準が設定されているクリアーファイルの調
--	--

鉛 筆	達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 99 %、基準値 2 の調達目標は 1 %とする。
スタンプ台	2 段階の判断の基準が設定されているバインダーの調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 31 %、基準値 2 の調達目標は 69 %とする。
朱 肉	その他の調達を実施する場合は、調達目標は 100 %とする。
印章セット	事務用封筒（紙製）及びファイル（紙製）の調達に当たっては、原則として間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品とする。
印 箱	
公 印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定 規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー（汎用型）	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース	
（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	

デスクマット ＯＨＰフィルム 絵 筆 絵の具 墨 汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり （澱粉のり）（補充用を含む。） の り （固形）（補充用を含む。） の り（テープ） ファイル（クリアーホルダー及び クリアーファイルを除く。） クリアーホルダー クリアーファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額 縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名 札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
--	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
--	---

4 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	コピー機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。 複合機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は89%、基準値2の調達目標は11%とする。 拡張性のあるデジタルコピー機の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--

5 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

6 オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

7 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------------------	--------------------------

8 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は100%とする。 電気冷蔵庫、テレビジョン受信機の調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする
---	---

9 エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	業務用エアコンディショナーの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は86%、基準値2の調達目標は14%とする。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--

10 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	ガス温水機器及び石油温水機器の調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--

11 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	投光器及び防犯灯を除くLED照明器具の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は99%、基準値2の調達目標は1%とする。 その他の調達を実施する場合（器具の形状により、不可能な場合を除く。）は、調達目標は100%とする。
---	---

12 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	小型貨物車の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は64%、基準値2の調達目標は36%とする。 乗用車用タイヤの調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は33%、基準値2の調達目標は67%とする。 小型バス、バス等、トラック等及びトラクタの調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--

13 消火器

消火器	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
-----	--------------------------

14 制服・作業服等

制服 作業服	制服の調達を実施する場合は、基準値1の調達目標は66%、基準値2の調達目標は34%とする。
-----------	---

帽 子 靴	作業服の調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は７９％、基準値２の調達目標は２１％とする。 帽子の調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は６９％、基準値２の調達目標は３１％とする。 靴の調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は１００％とする。
----------	---

１５ インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット ニードルパンチカーペット タフテッドカーペット 織じゅうたん 毛 布 ふとん ベッドフレーム マットレス	カーテン、タイルカーペット、ふとんの調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は１００％とする。 毛布の調達を実施する場合は、基準値２の調達目標は１００％とする。 布製ブラインドの調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。 なお、ベッドフレームの調達に当たっては、間伐材又は合法性が証明された木材等を使用した製品を優先的に選択する。
---	---

１６ 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合（防蜂手袋及び防振手袋を除く。）は、調達目標は１００％とする。
------	---

１７ その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	ブルーシートの調達を実施する場合は、基準値１の調達目標は１００％とする。 集会用テントの調達の予定はない。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
---	---

１８ 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	太陽光発電システム（公共・産業用）、太陽熱利用システム（公共・産業用）、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機及びテレワーク用ライセンス、地中熱利用システムの調達の予定はない。Web会議システムの調達の予定は４件。その他の調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
---	--

テレワーク用ライセンス Web会議システム 地中熱利用システム	
---------------------------------------	--

19 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 毛 布 作業手袋 テント ブルーシート 備蓄用作業服 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	災害備蓄用飲料水の調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 88%、基準値 2 の調達目標は 12%とする。 その他の調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
--	---

20 公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。 なお、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等であり、かつ間伐材又は合法性が証明された木材等（小径丸太材や建築工事における製材等）のいずれかを満たすものの率先利用、伐採材の当該施工現場における有効利用を行う。 また、合板型枠（間伐材や合法性が証明された木材等を使用した型枠）、直交集成板 (CLT) 及び木材・プラスチック再生複合材製品の調達を実施する場合は、調達目標は 100%とする。
------	--

21 役務

省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理	省エネルギー診断の調達の予定はない。 印刷の調達を実施する場合は、基準値 1 の調達目標は 37%、基準値 2 の調達目標は 63%とする。 食堂については、原則として、基準値 1 の基準を満たす食堂を率先して調達する。基準値 1 は、基準値 2 を満たした上で、下記の①から③のいずれかを満たすもの。
---	--

植栽管理 加煙試験 清 掃 タイルカーペット洗淨 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	① 飲食物の提供に当たって、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれら農産物を原料とする加工食品を取り扱うこと。 ② 飲食物の提供に当たって、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれら農産物を原料とする加工品を取り扱うこと。 ③ 飲食物の提供に当たって、環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 自動車専用タイヤ更生の調達の手当は3件。
--	---

2.2 ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II 特定調達物品等以外の令和8年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- 環境物品等の選択に当たっては、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
 さらに、国の策定するカーボンフットプリントの算定方法等に関するガイドラインに即した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努める。
- OA機器、家電製品等の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
- 環境物品等の選択に当たっては、木材・木製品、バイオマス製品を率先して調達するよう努める。

III その他環境物品等の調達推進に関する事項

- 本調達方針は全ての部局（地方機関を含む。）を対象とする。
- 調達の実績は、毎年各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 特定調達物品等の調達に当たっては、調達方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、エコリーフ、カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマーク、バイオマスマークなどを参考に、より環境負荷の少ない物品等の調達に努める。
 さらに、国の策定するカーボンフットプリントの算定方法等に関するガイドラインに即した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努める。
- 調達を行う地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進する。
- 本調達方針に基づく担当は大臣官房参事官（経理）とする。

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

ならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする))。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあつては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物 品 売 買 契 約 書（案）

1．品 名 _____号物件 _____

規 格 別紙明細書のとおり

2．数 量 //

3．売 買 代 金 ¥ , , . -

(うち消費税及び地方消費税額¥ , . -)

4．納 付 場 所 別紙明細書のとおり

5．納 付 期 限 令和 年 月 日

6．契約保証金 免 除

7．特 約 事 項 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり

上記のとおり売買することについて、買受人を甲とし売渡人を乙として、下記条項によって売買契約を締結することとしたので、その成立を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

買受人（甲）（住所）

（氏名）

売渡人（乙）（住所）

（氏名）

条 項

(物品の納付)

第1条 乙は、頭書の売買物品（以下「物品」という。）を納付したときは直ちにその旨を甲又は納付場所の長に通知しなければならない。

(物品の納付および検査)

第2条 甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）は、甲又は納付場所の長が前条の通知を受けた日から10日以内に乙の立会のうえ規格、品質、形状、数量等に関し検査を行うものとする。

2 検査職員は、乙が検査を立会しないときは、乙の不在のまま検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

(検査不合格の場合の措置)

第3条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあつたときは、納付期限内または甲が別に指定する期限内に代品と引替納付して検査を受けるものとする。

2 前項の場合における納品及び検査については、前条の規定を準用する。

3 第1項の場合における納品が当初の納付期限をこえてなされたときは、甲は、第8条に規定する違約金を徴収する。ただし、甲が前条の検査を終了した日が同条に規定する検査期限をこえているときは、そのこえた日数は、違約金算定の日数に算入しない。

(天災その他不可抗力による納付期限の延長)

第4条 乙は、天災その他不可抗力により納付期限内に物品を納付できないときは、その事由を詳記し所轄官公署の証明書等を添付して甲に納付期限の延長を請求することができる。

2 前項の請求について甲が正当と認めたときは、納付期限を延長することができる。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、検査職員が検査の結果合格と認めたときに乙から甲に移転するものとする。

(一般的損害)

第6条 物品の引き渡し前に物品に生じた損害その他物品の納付にあたり生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（代金の支払）

第7条 乙は、第2条の規定による検査に合格したときは、所定の手続にしたがって売買代金（以下「代金」という。）の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 前項の規定による代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

4 甲は、甲の責に帰すべき理由により約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息が100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

（履行遅滞における違約金）

第8条 乙は、自己の責に帰する事由により納付期限内に物品を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該物品に対する代金に対して年3%の割合で計算した金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

（検査の遅延）

第9条 甲は、自己の責に帰する事由により第2条（第3条第2項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数（以下「検査遅延日数」という。）を約定期間の日数から差し引くものとする。

2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものとし、甲はそのこえる日数に応じ、第7条第4項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第10条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約内容の変更）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、契約内容を変更することができる。この場合において、甲は、

必要があると認められるときは物品の納付期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物品納入の中止)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、物品納付の中止内容を乙に通知して、物品納付の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により物品の納付を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、物品の納付期限若しくは契約金額を変更し、又は乙が物品の納付の続行に備え物品の納付の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、甲は自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第8条第1項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が所有権移転後1年以内に発見された場合は、乙に対して通知するものとする。

6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第2条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第13条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 債務の不履行が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができな

い。

(発注者の任意解除権)

第17条 甲は、第14条又は第15条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納付期限内に物品の納付を完了することができないとき。

(2) 納付した物品に契約不適合があるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(受注者の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により契約内容が変更されたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第12条の規定による物品納付の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の物品の納付が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第22条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（延滞金）

第23条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利3%の割合で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

（債権債務の相殺）

第24条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第25条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第

8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第26条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の10に相当する額のほか、年間予定数量に契約単価を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったと

き。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第27条 この契約について紛争を生じたときは、甲乙協議して定める第三者の仲裁によって解決するものとする。

(契約外の事項)

第28条 この契約について、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服を示したとき、その他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができる。

以 上

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(買受人をいう。以下同じ。)は、乙(売渡人をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

資格確認事項誓約書兼物品提案書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

住 所
社 名
氏 名
担 当 者：住 所
部署氏名
連絡先

令和8年8月21日付入札公告「2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項」について誓約するとともに、令和8年9月18日開札の物品の購入（1）（ 号物件）に基づく物件を下記のとおり提案します。

また、落札した場合には、納付期限内に下記物件を納品できることを確約します。

記

- ☐ 全ての物品について「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。
- ☐ 一部の物品を別紙のとおり提案します。その他の物品は「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。
- ☐ 全ての物品を別紙のとおり提案します。
- ☐ 提案した物品が却下された場合は「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。

※該当する提案内容を上記から1つ選択のうえ☑を入れること。

※「全ての物品について「例示品として同等のもの」と同一のものを提案します。」以外を選択する場合は、資格確認事項誓約書兼物品提案書の添付資料として任意様式で比較資料を作成し、添付すること。

※「例示品として同等のもの」がグリーン購入法適合品で適合品以外のものを提案する場合は必ず理由を記載すること。

※提案した物品の変更については、書類等提出期限内に限る。

<作成例>

(_____ 号物件)

物品 番号	仕様書		提案物品	
	品質・規格	例示品として同等のもの	品質・規格	提案物品
・ 物品番号を記載する。	・ 仕様書内訳の「品質・規格」を記載する。	・ 仕様書内訳の「例示品として同等のもの」を記載する。	・ 提案物品の「品質・規格」を仕様書と比較出来るように記載する。 ・ 例示品がグリーン購入法適合品であってグリーン購入法適合品以外のものを提案する場合は、必ず理由を記載すること。	・ メーカー ・ 物品名 ・ 型番

提案物品の詳細については、別添カタログのとおり。

※ 作成にあたって物品番号毎に仕様書の品質・規格と提案物品の品質・規格が比較出来るように整理し、根拠資料としてカタログ等を添付すること。

初・再回	順 位
	落 ・ 不落

入 札 書

物件名：物品の購入（１） 号物件

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので契約額は上記金額に 10%に相当する額を加算した金額となること、及び入札公告、入札説明書、入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

入札者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

- ◎ 応札の前にもう一度確かめましょう。
- （１）氏名は洩れていませんか。
 - （２）入札金額は入札しようとする物件のものですか。
 - （３）金額に桁違い等の誤りはありませんか。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の入札に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代理人

(件名) 令和8年9月18日開札
物品の購入： 号物件 に関する件。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 殿

(委任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地 (住所)
商号又は名称
代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 物品納入、代金請求並びに領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日